

資格取得の経済的支援について(他自治体の事例)

20代後半を対象に捉え、就労につながる資格取得の助成を行っている他自治体(一部)をまとめた。

(順不同)

市町村	対象者・条件	対象講座	助成金額等
秋田県 鹿角市	40歳未満 市税の滞納がないこと 運転免許の場合:市内の事業所に就職し、5年以上本市に居住する意思のある者 介護職員初任者研修:高校生で市内事業所に就職予定の者	市で決めている資格、講座が対象	対象となる経費の1/2 上限5万円、申請回数5回(同年度)
秋田県 大仙市	満45歳未満 市内に住所を有すること 公共職業安定所に求職登録をしたもの又は非正規雇用労働者	労働安全衛生法による免許、技能講習、特別教育及び安全衛生教育 技能士のうち建設に係るもの 介護初任者研修及び介護実務者研修 第一種運転免許及び第二種運転免許	受講料・受験料・資格の登録料の1/2 上限10万円
茨城県 日立市	満18歳以上満39歳未満 対象資格試験に合格した者 学校に在籍している者や他の補助金を利用している者は対象外	教育訓練給付制度に基づく	入学金、受講料、受験料の合計の1/2 上限10万円 申請回数1回(同年度)
東京都 日野市	満18歳以上25歳以下 市内に住所を有すること 若年者雇用支援事業による日野市臨時職員として雇用され、雇用期間中に資格取得試験を受験していること	若年者が将来の就職のために必要な資格で、市長が適当と認めたもの	受験料の1/2 上限5万円 申請回数1回(同一年度)
三重県 伊勢市	50歳未満であること 市内に住所を有すること 公共職業安定所に求職の登録をしている者若しくは1週間の所定労働時間が30時間未満である労働者	厚生労働大臣が指定する教育訓練のうち一般訓練が対象	対象となる経費の1/5 上限10万円、申請回数1回(同年度)
大阪府 高槻市	ハローワークに求職登録している者 受講開始時点で15歳以上40歳未満であること 市税の滞納がないこと	教育訓練給付制度に基づく	教育訓練講座の受講料の1/2 上限5万円(入学金・教材購入費は対象外)

※「教育訓練給付制度」

給付対象となる資格は、厚生労働大臣の指定を受けた講座であり、厚生労働省のハローワークにて申請を受け付けている。